

Title	減債積立金による代用償却から正式の減価償却への移行
Author(s)	醍醐, 聡
Citation	経済論叢 (1974), 114(5-6): 233-256
Issue Date	1974-11
URL	http://dx.doi.org/10.14989/133589
Right	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

經濟論叢

第114卷 第5・6号

コメロン国際分業の社会主義的性格について…杉本昭七	1
減債積立金による代用償却から	
正式の減価償却への移行……………醍醐聰	41
国民勘定ストーン体系における所得の流通……川口清史	65
日本の原子力産業と研究開発……………北村洋基	89
「資本の流通過程」といわれる	
「生産と消費との矛盾」について……………角田修一	115

經濟論叢 第113卷・第114卷 総目録

昭和49年11・12月

京 都 大 学 經 濟 學 會

減債積立金による代用償却から 正式の減価償却への移行

醍 醐 聴

I 代用償却に内在した限界

「今世紀初頭、〔アメリカの産業会社、特に〕抽出産業会社(extractive companies)が発行した社債には、当該資産の減耗控除と関連づけられた償還条項が含まれているのが通例だった¹⁾ので、そこでは「社債償還を減耗控除と結びつける実務(practice of linking debt amortization to depletion)²⁾、すなわち、減債積立金の積立によって減耗控除または減価償却を代用させる実務(以下、代用償却という)が本来の減価償却(以下、正式の減価償却³⁾という)の先行形態として、かなりの会社に受入れられていた。

しかし、この代用償却は、それを実務化した諸会社の年次報告書を追跡すると明らかのように、「税法において減価償却の損金性が十分に承認され⁴⁾た1918年までに、相次いで正式の減価償却にとってかわられ、「一般産業〔会社〕では〔正式の〕減価償却が完全に確立した⁵⁾」のである。

そして、とくに重要と思われるのは、後出の第2表からもわかるように、かかる減価償却方法の移行の時期と態様が諸会社の間で著しく不均等だったとい

1) Paul M. Van Arsdell, *Corporation Finance, Policy, Planning, Administration*, New York, 1968, p. 763.

2) *Ibid.*, p. 763.

3) なお、とくに、ことわらないかぎり、この中に、本来の減耗控除も含むものとするが、本来の減耗控除のみをさすばあいは、正式の減耗控除とよぶことにする。

4) George O. May, *Financial Accounting, A Distillation of Experience*, New York, 1946, p. 127.

5) *Ibid.*, p. 127.

う事実である。

たとえば、Colorado Fuel and Iron Company は1917年に至って、ようやく正式の減価償却を始めたが、同年以降も代用償却を継続している。これにたいし、Lehigh and Wilkes-barre Coal Company は、税法が減価償却控除をはじめて認めた1909年に先立ち、すでに1900年以前から正式の減価償却を始めたが、1914年には代用償却を停止している。また、U. S. Steel Corporation のように、1902年の第1回年次報告書から正式の減価償却を実施しつつ、それと並行して代用償却を1928年まで継続するという事例もあった。

本稿は代用償却から正式の減価償却への移行のかかる不均等化に関心をむけ、その実態分析を試みようとするものであるが、こうした本題への理解を助ける予備的考察として、減価償却方法の移行を促した要因と、その規定要因が各社にどのように異なった作用を及ぼしたかを検討しておくことが有益であるように思われる。そして、この移行の規定要因の検討は、代用償却に内在した限界とその限界を顕在化させた現実条件を把握するという手順ですすめるのが適切であろう。

まず、代用償却が本来的に、つぎのような限界を有していることは容易に理解できる。

つまり、「損益計算上、減価償却引当額は営業費用の一部であるのにたいして、減債積立金は通常、利益の処分〔項目〕であって営業費用でない⁶⁾ことは明らかであるが、減価償却と減債積立金積立てとのかかる異質性は、減価償却が一般にまだ経常的な費用とはみなされなかった段階ならともかく、「減価償却は利益の一部の処分ではなく、それを差引くことなしには〔純〕利益を知りえない費用である⁷⁾という認識が一般化した段階になると、代用償却の存続を

6) J. Hugh Jackson, *Audit Working Papers, Their Preparation and Content*, New York, 1923, p. 143.

7) Henry Rand Hatfield, *Modern Accounting, Its Principles and Some of its Problems*, New York, 1909, p. 121. See also William Morse Cole, *Accounting and Auditing*, Chicago, 1910, p. 295.

きわめて困難にする要因とならざるをえないであろう。

そこで、以下では、まず、代用償却に含まれていたかかる限界を顕在化させ、正式の減価償却への実務の移行を促した現実要因は何であったかを検討し、つぎに、かかる移行の現実要因が収益力の異なる諸会社に、どのように不均等に作用したか、その結果、当の移行の様相は高収益会社と低収益会社とでは、どのように異なっていたかを考察してゆくことにしたいと思う。

なお本稿では、代用償却の生成・展開過程を考察した前稿⁸⁾で選定したのと同じ諸会社を実態分析の対象会社とし、代用償却の生成から消滅に至る過程をできるかぎり一貫的に追跡できるよう努めたいと考えている。

II 内在的限界を顕在化させた現実要因

「減価償却を製造原価の一要素として認識しない一般傾向は、〔今世紀初頭アメリカの企業会計実務のなかでの〕おそらく最大の難点であった⁹⁾が、「政府による価格規制の傾向が増大し、原価加算基準で政府に物質を供給する契約の重要性が高まるにつれて、減価償却を……材料費や人件費と同様に総原価の一部として認識する意義が増してきた。〔また〕減価償却が（税法その他の諸法令で）正当な取扱いをうけるようになると、それは損益計算書でも、しかるべき位置をしめるようになる¹⁰⁾と E. A. サーリアーズが述べていることからわかるように、「減価償却控除の方法の改善に寄与したのは¹¹⁾一つは「減価償却を経常的な製造原価の一部とみなす認識を高めた原価計算組織 (cost system) の設定であり¹²⁾、「いま一つ強力な影響を及ぼしたのは、純所得の申告を要請した……所得税法の成立であった。』¹³⁾

8) 醍醐聰「減価積立金による代用償却の階層分化」名古屋市立大学経済学会『オイコノミカ』第11巻第2号、昭和49年9月、53-74ページ。

9) Earl A. Saliers, *Depreciation, Principles and Applications*, 3rd ed., New York, 1939, pp. 166-167.

10) *Ibid.*, p. 167.

11) 12) 13) Robert H. Montgomery, *Income Tax Procedure 1923*, New York, 1923, p. 1000.

そこで、この節では、代用償却に内在した限界を顕在化させ、正式の減価償却の生成を促した現実要因を、原価価格面ならびに税務会計面から、それぞれ検討してゆくことにする。

〔A〕 原価価格面からの現実要因 第一次大戦期に原価加算法もしくはバルクライン法による対政府契約が広がるにつれて、契約価格決定の基礎資料となる原価の構成に強い関心がむけられるようになったが¹⁴⁾、1917年に陸軍省、海軍省、商務省、連邦取引委員会、国防審議会の各代表者による連絡会議で作成された「統一契約と原価計算の定義と方法」(“Uniform Contracts and Cost Accounting Definitions and Methods”)でも¹⁵⁾、あるいは同年に、ジャーナル・オブ・アカウンタンシィ誌の編集部が「製造業者の立場から連邦取引委員会に提出した」「原価の決定」(“Determination of Cost”)という覚書でも¹⁶⁾、減価償却・減耗控除ははっきりと原価算入項目に加えられている。

しかし、代用償却の実務化に指導的役割を果たした A. L. ディキンソンも認めたように、「減価積立金は損失でもなければ費用でもない」¹⁷⁾から、それへの毎期の繰入額が原価算入項目となりえないことは明らかである。

したがって、製造業者が政府との価格商議にあたって、減価償却を原価算入項目として正当化するためには、連邦取引委員会へ提出した製造原価明細表(schedules of costs of production)¹⁸⁾において、それを経常的な原価要素として明

14) F. W. Taussig, “Price-Fixing as seen by a Price-Fixer,” *The Quarterly Journal of Economics*, Vol. 33, February 1919, pp. 216-219; Paul Willard Garrett, *Government Control over Prices*, War Industries Board, Price Bulletin, No. 3, Washington, 1920, pp. 399-410.

15) Editorial, “War Contracts and Cost Accounting,” *The Journal of Accountancy*, Vol. 24, November 1917, pp. 381-382.

16) Editorial, “Determination of Cost,” *The Journal of Accountancy*, Vol. 24, September 1917, pp. 217-219.

17) Arthur Lowes Dickinson, *Accounting, Practice and Procedure*, New York, 1913, p. 149.

18) 「戦時産業局 (War Industries Board) が固定価格決定にあたって入手しようとした最も有用な資料は製造原価明細表であった。国内各所で働く数百人の会計士を擁した連邦取引委員会は戦時産業局、価格決定委員会 (Price-Fixing Committee)、燃料管理局 (Fuel Administration) へ特別に原価数値を提供した。」(Garret, *op. cit.*, p. 382.)

示することが必要になっていたと考えられるが、本来、費用処理できない代用償却が、かかる原価計算上の必要と相容れないことは明らかである。

げんに、1916年に連邦取引委員会が行なった原価調査を契機にして¹⁹⁾「減価償却額を原価へ算入しなければならないのは、人件費や材料費のばあいと全く同じであるという認識が〔同業者団体^{トレード・アソシエーションズ}の間で〕受入れられ²⁰⁾るようになったが、このような製造原価への減価償却の算入が実務に定着してくると、たとえば、「専門家の援助をうけて首尾よく原価計算組織^{コスト・システム}を改善し²¹⁾」、1917年度の年次報告書から減価償却を売上原価に加算しはじめた American Writing Paper Company が、同時的に代用償却を停止してしまった²²⁾という事例からもわかるように、利益処分形式で継続されてきた代用償却が後退を余儀なくされるのは当然の成行なのである。

〔B〕 税務会計面からの現実要因 1916年所得税法のなかの所得計算の原則を規定した第13条(d)項に関する解釈を示した1917年1月8日の財務省決定第2433号²³⁾で、内国歳入庁は諸積立金・引当金の損金算入の一般基準にふれたあと、「資本的負債(capital obligations)の〔償還の〕ための減債積立金、拡張・改良のための積立金は、いかなるばあいも、総所得からの控除を構成しない」と明記した。

つまり、この財務省決定では、社債償還を目的とした本来的な減債積立金の損金不算入が明確にされたわけだが、減価償却の代用勘定として位置づけられ

19) Joseph Henry Foth, *Trade Associations, Their Services to Industry*, 1930, pp. 255-256.

20) Emmett Hay Naylor, *Trade Associations, Their Organizations and Management*, New York, 1921, p. 195.

21) American Writing Paper Co., 19th Annual Report-Year ended December 31 1918, *The Commercial and Financial Chronicle*, Vol. 108, May 31 1919, p. 2240. なお、*The Commercial and Financial Chronicle* は以下では *Chronicle* と略記する。

22) *Ibid.*, p. 2239.

23) 以下、本稿で引用する財務省決定 (Treasury Decisions)、財務省規則 (Treasury Regulations) の原文は、すべて Kixmiller and Baar, *Consolidated United States Income Tax Laws, since 1909 with Regulations and Digest of Court Decisions and Unofficial Rulings*, New York, 1923 に依った。

た減債積立金も、これと同じ取扱いをうけるのか、それとも特別に損金算入が認められるのかについては明らかでなかった。

そこで、こうした解釈の余地をとり、のぞく意図もあってか、1918年1月2日の財務省規則第33号(修正規則)第166条492項で、内国歳入庁は以下のとおり、代用償却勘定としての減債積立金の損金算入をも否認する見解を確認した。

「法人が社債その他の負債の償還のために減債基金を設定すべく利益の一部を積立てるばあい、かかる基金への年々の繰入額は、減価償却としても、あるいは減価償却の代用としても、総所得からの控除を認めない (the annual additions to such funds are not allowable deductions from gross income as or in lieu of depreciation)。かくして積立てられた利益は〔たとえ、その管理を信託会社に委託したとしても〕当該法人の資産であり、そこからの〔利子収入による〕増価は所得に加算されねばならない。」(太字化一醍醐)

となると、高率の所得税・超過利得税法が成立していたこの時期に、減価償却控除の機会を逸しないよう、諸会社が、つぎつぎに、損金算入が否認された代用償却から離脱をはかるのも当然であろう。

では、内国歳入庁が第一次大戦期に、あえて、代用償却勘定としての減債積立金の損金性を否認する見解を明示したのは、どのような事情からであろうか。この点についての同庁自身の説明はどこにも見当たらないが、〔1〕投下資本の算定 (computation of invested capital) に関する税務諸規定、および〔2〕控除が認められた減価償却額の使途 (use of depreciation reserve) に関する税務諸規定を検討してゆくと、代用償却が否認されざるをえなかった経緯をさぐりだせるように思われる。

〔1〕第一次大戦期のアメリカで、超過利得税額の計算の基礎として投下資本が用いられたこと²⁴⁾、そして、その額が現金出資額+現物出資額+払込剰余金・〔処分済〕利益剰余金・未処分剰余金+一定の無形資産額という算定式で決定されたこと²⁵⁾は周知の事実であるが、かかる算定式的具体化にあたって、

24) Act of 1918, Sec. 301, 311, 312. 25) Act of 1918, Sec. 326.

当時、企業と税務当局との間で解釈が分れ、しばしば係争事件²⁶⁾にまで発展した問題の一つとして、減価償却積立金の取扱いがあった。

すなわち、減価償却を利益処分形式で行なった結果として貸借対照表の剰余金の部に減価償却積立金が表示されたばあいに、それを上記の算定式のうちの〔処分済〕利益剰余金に含めるべきか否かという問題である。

この点に関して内国歳入庁は1919年4月17日の財務省規則第45号第844条で、つぎのような判断を示した²⁷⁾。

「もし、減価償却・減耗控除のためのリザーブが剰余金項目のなかに含まれているならば、それを〔処分済〕利益剰余金から分離し、真実の剰余金のみを残すべきである。減価償却と減耗控除のためのリザーブは……投下資本には含みえない。」

ところで、減価償却積立金をこのように投下資本から除外したならば、公平課税の原則からして、当然、代用償却勘定としての減価積立金も〔処分済〕利益剰余金から分離し、投下資本から除外しなければならなくなるが、かかる処理ははたして妥当であろうか。本来、特定の有形固定資産にたいする控除勘定を意味する減価償却引当金が積立金として設定・表示されているのならいざしらず、明らかに利益留保項目である減価積立金までも〔処分済〕利益剰余金から分離するとしたならば、あまりにも、ゆきすぎた解釈といわねばなるまい。

このような意味から、内国歳入庁としては、減価償却積立金を投下資本から除外する付帯要件として、代用償却の損金算入を否認し、本来の減価償却と減

26) Cf. The New Ottawa Country Telephone Co., 3 B. T. A. 753 (1926); Inspiration Consolidated Copper Co., 11 B. T. A. 1425 (1928). なお、これら二つの係争事件は、1918年度および1919年度の両原告法人の課税所得の計算に影響を及ぼした投下資本の決定をめぐる生じたものである。租税訴訟局は、両事件とも、財務省規則第45号第844条にそくして、減価償却・減耗控除積立金を投下資本から除外した内国歳入庁の更正決定を支持した。

27) ただし、これに先立つ1918年2月4日の財務省規則第41号第64条でも、減価償却等のリザーブを〔処分済〕利益剰余金から除外したと判断できる、つぎのような規定が見出される。

「減耗、減価、陳腐化……にたいする控除を怠ったために、納税者の帳簿が真実の払込剰余金・〔処分済〕利益剰余金・未処分剰余金を表示していないばあいには、投下資本の算定にあたって、しかるべき修正を行ない、適正な表示に改めねばならないものとする。」

債積立金の積立てを峻別しておくことが、かかるゆきすぎた解釈をさけるために、どうしても必要になっていたと考えられる。そして、こうした税務行政上の措置が、減価償却引当金と減債積立金との異質性に起因する代用償却の限界を顕在化させたことは否定できない事実であろう。

〔2〕1914年1月5日の財務省規則第33号第132条において、内国歳入庁は「総所得から控除された減価償却額は、それを事由に申告がなされた財産の磨損、損耗、陳腐化による減価の補填以外の目的に使用できない」との解釈を示し、減価償却「資金の流用」(diversion of fund)がなされたばあいには、その流用額と同額を当該年度の所得に加算するものとした。

しかも、この規定(以下、減価償却資金の使途制限規定という)は、財務省規則第33号の修正がなされた1918年まで、借入資本によって取得された固定資産の減価償却資金にも区別なく適用されたので、社債償還に充用される減債積立金は税務当局が意図した減価償却控除の目的と相容れなくなった。

いいかえれば、1918年の時点での確認を待つまでもなく、1914年の時点でのかかる使途制限規定によって、代用償却の損金算入は、事実上、不可能になっていたのである。

III 税務会計の企業会計にたいする逆作用が移行に及ぼした影響

ところで、現在のアメリカでは企業会計における減価償却が「課税〔所得計算〕目的に用いられる減価償却と異なっているとしてもさしつかえない」²⁸⁾とみなされ、税務減価償却(tax depreciation)の企業会計上での帳簿減価償却(book depreciation)への依存関係が強制されてはいないが、1910年代のアメリカでは両者はどのような関係にあったのだろうか。

もし、当時から、すでに、かかる離反傾向が容認されていたとすれば、税務上での代用償却の否認が連鎖的に企業会計上での減価償却に影響を及ぼしたと

28) Joseph A. Mauriello, *The Irwin Federal Income Tax Course, A Comprehensive Text*, Howerwood, Ill., 1971, p. 344.

はいえないから、これまで考察してきた税務諸規定が代用償却から正式の減価償却への移行を促す現実要因として作用したか否かを見きわめるためには、この問題の解明をさけるわけにはゆかない。

周知のように、アメリカでは「1909年から1917年の間に、課税所得概念の広く認められた会計実務への依存関係 (the dependency of the concept of taxable income upon approved accounting practices) が次第に認識されるようになり、²⁹⁾「1918年の歳入法で、はじめて、納税者の帳簿記録において採用された会計方法にもとづいて (in accordance with the method of accounting employed in keeping the books of such taxpayer) ……純所得を算定することを要請した」³⁰⁾税務会計の企業会計への依存関係が明文規定された。(法第 212 条)

もちろん、そうはいうものの、この法第 212 条の規定を文言の一部修正によって、そのまま引継いでいる現行法 (第 446 条) のもとで、本節冒頭で述べたような税務減価償却の帳簿減価償却からの離反が容認されている事実からもわかるように、アメリカにおける依存関係は、「商事貸借対照表における合法的な評価が、課税上の強行規定に反しないかぎり、税務貸借対照表を拘束する (verbindlich sind)」³¹⁾という西ドイツの「商事貸借対照表の税務貸借対照表にたいする基準性の原則」(Grundsatz der Maßgeblichkeit der Handelsbilanz für die Steuerbilanz) や、「損金算入を認められる金額は、いずれも企業が決算においてこれを損金として処理した限り、またその損金とした金額を限度として税務計算上も認められる」³²⁾というわが国の「確定決算原則」のような強い実効性をもっていないことは明らかである。

しかし、1910年代アメリカの財務省決定ならびに財務省規則に含まれた減価

29) Dan Throop Smith and J. Keith Butters, *Taxable and Business Income*, New York, 1949, p. 10.

30) George E. Holmes, *Federal Income Tax, War-Profits and Excess-Profits Taxes*, New York, 1920, p. 10.

31) Günter Wöhe, *Bilanzierung und Bilanzpolitik, Betriebswirtschaftlich-handelsrechtlich-steuerrechtlich*, München, 1972, SS. 38-39.

32) 吉国二郎『法人税法〔実務篇〕』昭和46年、86ページ。

償却関連規定を検討すると、そこでは、法第212条で示された依存関係が、たんなる理念規定にとどめられないで、相当の実効力ある規定として具体化されていたといわざるをえない。

たとえば、1909年法の施行にかかわる財務省決定第1742号第83条で、内国歳入庁は、控除を求める減価償却額を、あらかじめ元帳でチャージしておくことを要請し、1914年1月5日の財務省規則第33号第130条では、「かかる帳簿記録は当該法人の年々の貸借対照表に反映されねばならない」としたが、1918年の同規則第33号(修正規則)第161条483項では、これら従前の要請をさらにすすめて、帳簿上で「減価償却のための引当がなされていないならば、それは、引当がなされるべき減価が何ら生じなかったことを意味するものとみなす」とまで言い切った。

そして、いくつかの税務上の係争事件の審理内容を調べてみると、かかる規定が実際の申告所得の査定の場合にも、きわめて厳格に適用されていたことがうかがえる。たとえば、Geuder, Passchke and Frey Co. が1918—1920年度の申告所得にたいする更正処分を不服としておこした事件の経緯をたどると、内国歳入庁は、原告法人が機械、工具、型、その他の装置の減価償却額を減償積立金勘定に記帳するとともに、修繕費の計上によって減価償却を部分的に代用させていた事実をとりあげ、「原告の帳簿では財務省によって規定された方法に依った減価償却がなされていない。よって、〔原告法人においては〕減価償却は全く計上されなかったものとみなさねばならない」³³⁾と断じている。

以上から、減価償却方法にかんしては、法第212条の一般規定が一連の具体規定によって実効力を付与されていたことは否定できない事実であったといえるが³⁴⁾、しかし、税務減価償却と帳簿減価償却との実際的關係は、上記の

33) Geuder, Passchke & Frey Co. v. Commissioner of Internal Revenue, 41 F (2d) 310 (1930).

34) このように、1918年所得税法の施行当時、かなりの実効性をもっていた税務減価償却の帳簿減価償却への依存関係が、いつから、現在のように弱められたかは十分跡づけられなかったが、1910年代からすでにあらわれていた内国歳入庁と法廷との間の法解釈の相異、すなわち、「事実を帳簿記録の下位におく」(making the facts subordinate to the book entry)内国歳入庁と

Geuder, Passchke and Frey Co. のケースからもわかるように、法文規定のたてまえとは反対に、税務上の会計基準が納税者のしたがうべき減価償却控除の前提条件として企業会計に逆作用するという形になっていたのである³⁵⁾。

とすれば、第Ⅱ節で確かめた減価償却資金の用途制限規定ならびに代用償却の損金不算入規定は、かかる逆作用をつうじて、いやおうなしに企業会計に影響を及ぼし、代用償却の後退をせまる現実要因になっていたといわざるをえないが、そうはいっても、かかる逆作用が働いただけで代用償却の後退が一般化したと言いきれるかどうか、なお検討の余地を残している。

というのも、たとえば図Aのような財政状態の会社が、企業会計で、固定資産の耐用年数を10年、残存価額をゼロとして定額法による正式の減価償却を行ない、社債の償還年限を同じく10年、

利子収入を無視して定額積立法による減債積立金の積立てを行なうものと仮定したばあい、減価償却資金の用途制限規定が企業会計に逆作用すると、つぎのような問題が生じるからである。

つまり、ここでは、第1表の仮設例Ⅱのような代用償却20、正式の減価償却

図-A
B/S

固定資産 400	社債 200
	優先株資本金 100
	普通株資本金 100

(Edward J. Kirkham, "Depreciation under the Income Tax," *The Accounting Review*, Vol. 11, No. 4, December 1936, p. 362.), 「法人の純所得は帳簿記録 (bookkeeping facts) によってではなく、事実 (real facts) によって決定さるべきである」(United States v. Gegenheim Exploration Co., 238 F. 236 (1917)) とする裁判所との見解の対立が、第一次大戦後、租税訴訟願局 (The Board of Tax Appeals) に殺倒した税務訴訟の過程で顕著になり、「法廷での判決の帰結として、税務目的の所得の計算と、一般に受入れられた会計基準にもとづく所得の計算との間に多くの相異が生じた」(Michael J. Sporrer, "The Past and Future of Deferring Income and Reserving for Expenses," *Taxes, The Tax Magazine*, Vol. 34, No. 1, January 1956, p. 54.) ことが税務会計の企業会計への依存関係を困難にした重要な要因の1つであったのではなかったかと考えられる。Cf. United States v. Nipissing Mines Co., 202 F. 803 (1912); Baldwin Locomotive Works v. McCoAch, 215 F. 967 (1914); Otis Steel Co. v. Commissioner of Internal Revenue, 6 B. T. A. 358 (1927); Northwestern States Portland Cement Co. v. Commissioner of Internal Revenue, 7 B. T. A. 835 (1927).

35) 「内国歳入庁長官は適正な会計方法を〔減価償却控除の前提条件として納税者に〕強制する十分な権限を与えられている。」(Montgomery, *op. cit.*, p. 1009.)

第1表 帳簿減価償却と税務減価償却の関係——仮設例による分析——

仮 設 例	1914—1918年			1918年以降						
	I	II	III	I'	I''	I'''	II'	II''	II'''	III'
償 却 前 利 益	54	87.5	130	54	54	54	87.5	87.5	87.5	130
減価償却額(正式の減価償却)	0	20	40	0	20	40	20	40	52	40
減価積立金繰入額(代用償却)	20	20	20	20	0	0	20	0	0	20
償 却 後 利 益	34	47.5	70	34	34	14	47.5	47.5	35.5	70
代用償却額の所得への加算	20	20	20	20	—	—	20	—	(12)**	20
課 税 所 得	54	67.5	90	54	34	14	67.5	47.5	47.5	90
法 人 所 得 税*	50% 27	60% 40.5	70% 63	50% 27	50% 17	50% 7	60% 40.5	60% 28.5	60% 28.5	70% 63
配 当 可 能 利 益	7	7	7	7	17	7	7	19	7	7
控除が認められる償却総額	0	20	40	0	20	40	20	40	40	40
内 部 留 保***額	{ 0 10	{ 20 6	{ 40 6	{ 0 10	{ 20 0	{ 40 0	{ 20 6	{ 40 0	{ 40 4.8	{ 40 6

* 第I収益力階層=50%、第II収益力階層=60%、第III収益力階層=70%とする。 ** 減価償却超過額の加算。 *** 上段は正式の減価償却に相当する内部留保額。下段は代用償却額×(1-法人所得税率)。

20という組合せではなく、仮設例Ⅲのように社債信託契約で義務づけられた減債積立金20の積立て³⁶⁾とは別個に、減価補填目的に再投下できる資金を内部留保する正式の減価償却40をあらかじめ企業会計で計上しておかないかぎり、定額法による40の償却額を全額、損金算入することはできなくなるのである。いかえれば、40の減価償却控除のために、実質上60の内部留保が強制されるわけであり、そのうえで、累進税率による所得税差引後になお、最少限、優先株完全配当にまわす7の利益を確保するとすると、少なくとも130の償却前利益が稼得されていなければならないことになる。

となると、仮設例Ⅰもしくはそれ以下の低収益力階層の会社では、優先株完全配当を前提すると、社債償還に充てる20の資金のほかに、減価補填に再投下しうる資金を内部留保する収益要素は皆無だから、正式の減価償却を実施することは事実上、不可能となる。

そこで、こうした問題点への配慮もあってか、内国歳入庁は1918年の財務省規則第33号(修正規則)で、代用償却の損金不算入を明記した第166条492項につづく同493項として、つぎのような規定を付け加え、借入資本にみあう減耗資産にたいする減耗控除額については、あらたに減価目的への使用を容認した³⁷⁾。

「けれども、上記の条項(492項のこと—醍醐)は天然資源の減耗のために総所得から控除された額の全部または一部が、当該社債その他の負債の償還に使用されたばあいも、税務上、控除を否認するものではない。」(太字化—醍醐)

内国歳入庁が、このように減耗控除資金の用途制限規定を緩和した根拠は、ひとつには、減耗資産に立脚する鉱業会社が資本維持の原則の適用をうける継続企業の要件を必ずしも具備してはいないという事情に求めうるであろう。し

36) もちろん、社債信託契約に挿入された「毎期の利益からの減債基金の別置」という規定を、毎期の利益への賦課とは解さずに、減価用特定資産の設定と解したならば、内部留保追加が要請されることにはならない。しかし、代用償却が成立するのは利益賦課方式をとるばあいに限られるので、ここでは、特定資産別置方式は無視して考察をすすめることにする。

37) なお内国歳入庁は「もし、減価償却資金が拡張・新規投資あるいは改良投資に充てられたならば、かかる〔再〕投資は控除が否認される減価償却資金の流用とはみなさない」(Treasury Regulation 33 (Rev.) Art. 164, Par. 490)として、目的使用の解釈をこの点でも緩和した。

かし、そればかりでなく、この条項が代用償却の損金不算入を確認した条項に接続されたものであったという事実を考慮に入れると、そこには、減債積立金による減価償却の代用を否認する引きかえとして、逆に、減耗控除資金による減債基金の代用を容認し、代用償却と正式の減耗控除を重複させるおそれのあった従来の用途制限規定を改める意図が働いていたことも確かであろう。

となると、たとえば、第Ⅰ収益力階層の鉱業会社でも、仮設例Ⅰ'のように代用償却を正式の減耗控除に切替えることによって、20の償還資金の留保と税務上での20の減耗控除を同時に達成することも可能になるが、さらに仮設例Ⅰ''のように、20の減耗控除を追加計上して税務上で限度額一杯の40の減耗控除を求めることも可能となったから、第Ⅲ収益力階層のような高収益会社でなくても、代用償却から正式の減耗控除への移行を現実化できる条件が生まれたといえるのである。

では、第Ⅱ節、第Ⅲ節を通して考察してきた以上のような移行の現実条件の曲折のなかで、諸会社は、いつ、どのような動機から、減価償却方法を変更したのであろうか。節をあらためて、これらの実態を分析することにしよう。

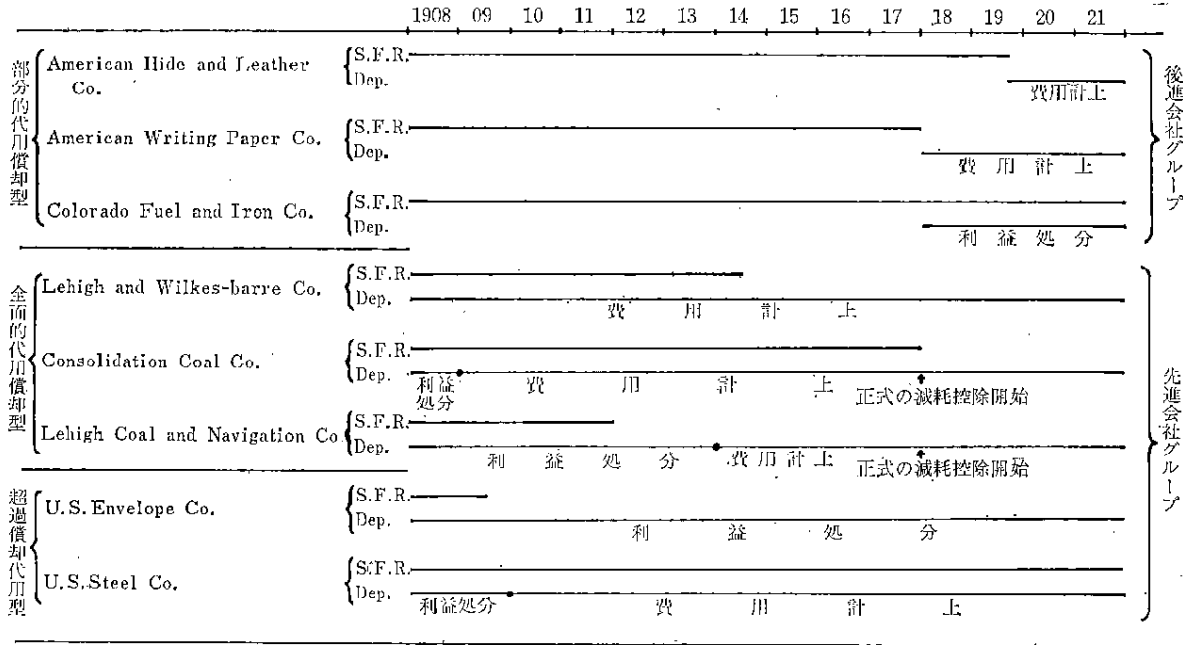
Ⅳ 代用償却から正式の減価償却への移行の階層分化

1901—1910年当時、代用償却を実務化していた諸会社が、いつ正式の減価償却へ移行したかを、前稿で確かめた代用償却の諸類型と対比して整理すると第2表のとおりであるが、ここから、減価償却方法の移行は大きくいって2つの階層に分化していたことがわかる。

つまり、1901—1910年当時、部分的な代用償却しか実施できなかった3つの低収益会社では移行の時期が相対的に遅く、代用償却の損金不算入が明文規定された1918年前後であるのにたいして、他の5つの高収益会社は税務上で減価償却の損金算入がはじめて認められた1909年以前から、代用償却と並んで正式の減価償却を実施し始めているのである。

そこで以下では、前者の3社を後進会社グループ、後者の5社を先進会社グ

第2表 代用償却から正式の減価償却への移行の様相



減価償却立金による代用償却から正式の減価償却への移行

後進会社グループ

先進会社グループ

移行の時期は、決算日をとった。 S. F. R.=減価償却立金による代用償却。 Dep.=正式の減価償却。
Chronicle, Vol. 86-112 より作成。

第3表 減価償却方法移行の要因分析

階層区分	代用償却の停止と費用計上による減価償却の開始の時期との関連性	代用償却の停止と税務上での代用償却否認の時期との関連性	移行の契機
後進会社グループ	一致	ほぼ同時期もしくは、 税務否認より以後	減価償却の原価性認識の確立、税務上での代用償却否認による代用償却の内在的限界の顕在化
先進会社グループ	不一致 (費用償却開始) の方が先行	税務否認より以前	減耗資産の評価増を契機とする代用償却の内在的限界の顕在化
先進会社グループ	不一致 (費用償却開始) の方が先行	税務否認より以前もしくは以後	のれん消却の完了による代用償却の目的達成

グループと名づけ、移行の時期と態様の階層分化現象を考察してゆきたいと思う。

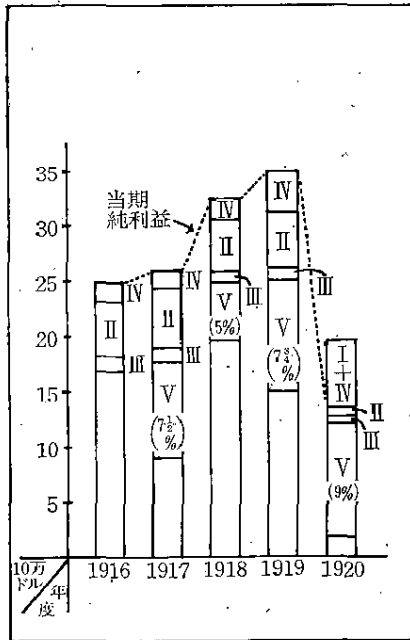
【A】 後進会社グループ このグループの3社の減価償却実務の変遷については、第2表から、つぎのような特徴を指摘できる。①3社が正式の減価償却を開始した時期は税務上で減価償却控除が認められた1909年よりもかなり遅れており、②うち2社では、代用償却の停止と入れかわりに費用計上による正式の減価償却が開始されているから、代用償却の損金不算入の税務措置とともに、第一次大戦時に広まった減価償却の原価算入の認識が代用償却の後退に影響を及ぼしたものと考えられる。

では、このグループの各社で正式の減価償却の開始が遅れ、その損金不算入が確定するまで、あるいは確定後も代用償却を継続したのは、どのような事情によるのであろうか。

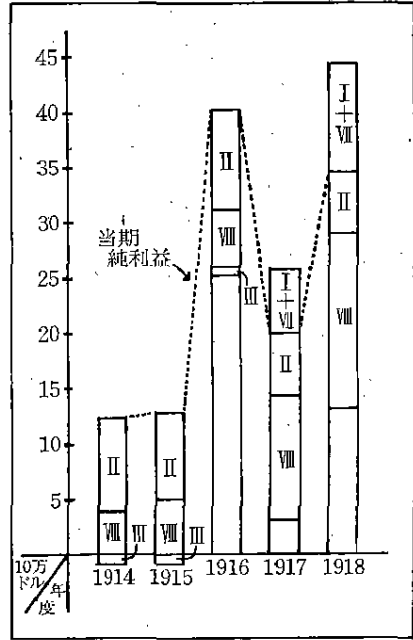
それを検討するために、図B、図C、図Dとしてまとめた3社の経営成績の推移をみると、American Writing Paper Co. と Colorado Fuel and Iron Co. は自己資本にみあう償却資産について必要な正式の減価償却を実施せず、部分的な代用償却しか行なわなかったにもかかわらず、1914、1915年度には優先株無配のうえで、なお、利益処分計算書が欠損となっている。

このことは、両年度の代用償却が当期の利益の処分によるものでさえなく、

図B American Hide and Leather Company



図C American Writing Paper Company



I = 減価償却額, II = 社債利息, III = 減価積立金繰入額, IV = 取替・更新費, V = 優先株配当.

Chronicle, Vol. 105, August 25 1917, p. 813; Vol. 111, September 4 1920, p. 984 より作成.

I, II, IIIは図Bと同じ, VII = 維持・修繕費, VIII = 雑利益処分額.

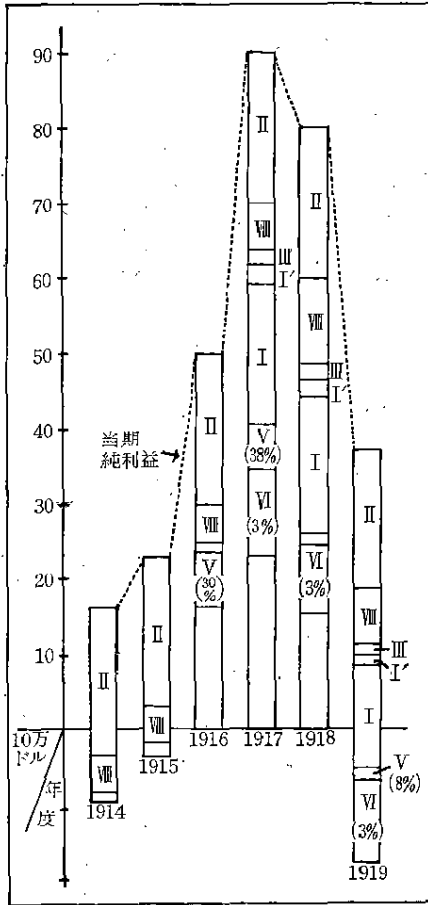
Chronicle, Vol. 106, April 27 1918, p. 1793; Vol. 108, May 3 1919, p. 1817 より作成.

未処分利益剰余金を取崩したにすぎないことを意味し、両社が社債信託契約と税務上の要請にしたがって内部留保を追加するだけの実際利益をもっていなかったことを示している。

いいかえれば、両社では、かりに正式の減価償却を計上したとしても「それらにみあう〔内部留保を現実化する〕収益要素がなかった³⁸⁾わけであるから、

38) *Saliers, op. cit.*, p. 75.

図D Colorado Fuel and Iron Company



I, II, III, V, VIIは図B, 図Cと同じ。I' = 減耗控除, VI = 普通株配当。

Chronicle, Vol. 105, October 13 1917, p. 1517; Vol. 110, March 20 1920, p. 1182 より作成。

「流動資産がそれによって増大するわけではな³⁹⁾く、「欠損をいっそうふくらませるにすぎない⁴⁰⁾減価償却を、減積立金の積立と別個に実施する傾向が生じてこないのは当然であった。

したがって、これら低収益会社でも代用償却から正式の減価償却への移行が現実化するのには、事実が示すとおり、減耗控除資金の使途制限規定の緩和によって、内部留保追加の要請が取下げられた1918年以後か、さもなければ、内部留保追加の要請を受容できるところまで業績が好転した1916年以後ということにならざるをえなかったのである。

〔B〕 先進会社グループ このグループの5社の減価償却実務の変遷を第2表から検討すると、①すべて、税務上での減価償却控除の承認前に正式の減価償却を開始し、とくに第一次大戦前に、費用計上による減価償却を始めていること、また、②代用償却の停止も、税務上での関連規定の明文化の時期と、大きくかけは

39) 太田哲三『固定資産会計』昭和33年、178-179ページ。

40) Henry C. Cox, *Advanced and Analytical Accounting*, New York, 1921, p. 106.

なれていることがわかる。

かかる事実から、先進会社グループの各社における減価償却実務の変遷は戦時下の原価価格面ないしは税務会計面の要因に影響されたものでなかったことがわかるが、それならば、各社はなにを契機として代用償却を停止したかが、あらためて問題となる。

そこで、減価償却にかかわる諸要因をより広い視野から検討するために、各社の償却資産の簿価をたどってみると、Consolidation Coal Co. は1917年度に鉱区を約70%評価増し、Lehigh Coal and Navigation Co. も1917年度に石炭資源等を約39%評価増していることがつきとめられる。

ところで、減耗資産がこのように大巾に評価増されると、つぎのような理由から、従来どおり、当該減耗資産に代用償却を適用し続けることは不利となる。つまり、減債積立金が代用しうるのは、あくまでも社債にみあう固定資産の原価基準による減価償却のみであって、対象資産がなんらかの理由で評価増されたならば、当然のことながら、

減債積立金積立総額 < 減価償却可能総額

となるから、代用償却にかわって再評価額を基準とする正式の減価償却を適用しないかぎり、評価増相当額を流動化し内部留保することはできないのである。

そこで、償却資産の評価増と減価償却方法とのかかる関連が、どこまで現実照応的であったかを確かめるために、減耗資産の評価増を行なった前記2社の年次報告書を吟味すると、それを要約した第4表からもわかるように、Consolidation Coal Co. は鉱区を大巾に評価増したのと同じ1917年度から減債積立金への繰入を停止し、かわって同年度から正式の減耗控除を開始している。

また Lehigh Coal and Navigation Co. も、1909年度まで、当時の鉱業会社や木材会社の会計慣行となっていた生産高比例法による代用償却⁴¹⁾をすすめてきたが、1910年度の年次報告書で、「鉱区減債積立金は本年度に220,309ド

41) Thomas Conyngton, revised by H. Potter, *Corporate Organization and Management*, 4th ed., New York, 1917, p. 433.

第4表 Consolidation Coal Co. における減耗資産評価増と減価償却方法
の移行

単位 ドル

	1909年度	1910	1916	1917
売上総利益	10,223,087	12,712,256	17,342,366	26,113,204
減価償却費	275,138	311,017	435,562	953,531
減耗控除額	501,857
減債積立金繰入	245,561	303,394	330,879
配当	(6%) 1,009,883	(6%) 1,141,552	(6%) 1,500,781	(9%) 3,121,290
固定資産	50,035,545	37,808,060	54,511,023	95,882,696*
資本金	19,026,000	19,026,000	39,190,500	45,000,000

* 1913年3月1日現在の価額への修正として 38,925,972 ドルの評価増。うち、14%にあたる 4,916,982 ドルの評価差額を株式配当に充当。

Chronicle, Vol. 90, March 26 1910, p. 846; Vol. 92, April 1 1911, p. 878; Vol. 106, April 6 1918, p. 1456 より作成。

第5表 Lehigh Coal and Navigation Co. における減耗資産評価増と減価
償却方法の移行

単位 ドル

	1910年度	1911	1916	1917
当期純利益	4,144,521	4,534,793	→1,015,694 4,450,914	→1,987,434 500,499 5,696,111
減価償却額	300,000	385,000
減耗控除額
減債積立金繰入	183,068
配当	(8%) 1,931,744	(8%) 2,124,636	(8%) 2,124,636	(8%) 2,124,636
固定資産	31,842,217	34,488,980	39,796,285	65,248,936*

* 石炭資源の評価増 11,100,151 ドルを含む。

Chronicle, Vol. 94 April 13 1912, p. 1053; Vol. 96, April 12 1913, p. 1087; Vol. 104, February 24 1917, p. 763; Vol. 106, February 23 1918 p. 831 より作成。

ル増加した。……もはや、これ以上、利益から当積立金への繰入を行なわなくても、年率4%の利子収入を41年間加えてゆくと、この積立金は鉱区の原初価額と等しくなる」⁴²⁾と述べ、第5表で示したように、翌年度からは減債積立金

42) Lehigh Coal and Navigation Co., Report for the fiscal year ending December 31 1910, Chronicle, Vol. 92, March 18 1911, p. 723.

への繰入を停止していた。

ところが同社は、1917年度の年次報告に至って、「1822年の設立時の評価額のまま繰越されてきた石炭資源の価額は現在価値を反映していない」⁴³⁾として、1913年3月1日現在の市価水準への評価修正のために、約1,100万ドルの評価増を行ない、その再「評価額を基準として減耗控除引当金を設定することにした。」⁴⁴⁾

以上の実態分析から、償却資産の評価増と減耗控除方法の移行との間には、やはり現実的な因果関係が存していたといえるであろう。

ところで、上に述べた2社の評価増が1916年所得税法第12条2項で容認された「公正市価法」(fair market value base)による減耗控除の基礎価額を確定する評価修正であったことは明らかだが、同じ先進会社グループのなかでも、U. S. Envelope Co. と U. S. Steel Corp. は、この間、何らの評価増も行っていない。いったい、かかる実務の分化はどう説明すればよいのであろうか。

第一次大戦中に成立した「超過利得税はその累進税率の適用に先立って『投下資本』あたり8%の所得控除(exemption)を認めた」⁴⁵⁾ので「名目資本化額をできるだけ大きくすることが多額の控除を証明するとりでとなった(fortified the argument of corporations for large deduction)。そこから当該期間中には、固定資産の評価増を行ない、株式配当に充てる剰余金を創出してそれを過度に資本化する傾向が生れていた」⁴⁶⁾のに、節税の動機がとりわけ強かったはずの U. S. Steel Corp. のような高収益会社になんらの評価増も行なわなかったのは奇異に感じられる。

しかし、各社の資産評価・資本化政策をよりロング・ランに考察すると、大戦時の評価増政策のかかる分化には、それなりの論理がひそんでいたことが理解できる。つまり、U. S. Envelope Co. と U. S. Steel Corp. はいずれも設

43) 44) Lehigh Coal and Navigation Co., Annual Report for the fiscal year ended December 31 1917, *Chronicle*, Vol. 106, February 23 1918, p. 831.

45) 46) David L. Dodd, *Stock Watering, The Judicial Valuation of Property for Stock-Issue, Purposes*, New York, 1930, p. 13.

立時に過大資本化を行ない、見込み超過利益を事前に、水増株の交付によって資本化していたのにたいして、Consolidation Coal Co. と Lehigh Coal and Navigation Co. はいずれも世紀の転換期の合同運動以前に、株式を種別化せずに設立され、過大資本化を行なった形跡のない会社であった⁴⁷⁾。

したがって、後者は大戦時の高利益を資本化するために資産を大巾に評価増し、そこに生じた剰余金を株式配当に充てたのにたいして、U. S. Steel Corp. などは、かかる措置を事前に講じていたので、それ以上の評価増は実施困難だったと考えられるのである。

このように解すると、償却資産評価増を行なわなかった U. S. Envelope Co. と U. S. Steel Corp. はなにを契機にして代用償却を停止したかが、つぎの問題として残るが、前稿で分析したように両社の代用償却は過大資本化にみあって計上されたのれんを消却する超過償却に相当するものであった⁴⁸⁾。これは、換言すれば、代用償却がのれん消却の期間を基準として継続されることに他ならないから、U. S. Envelope Co. が1910年度に、U. S. Steel Corp. が1929年度に、それぞれ代用償却を停止したのは、当該年度にのれん消却が完了したことによる当然の帰結であった⁴⁹⁾。

したがって、先進会社グループにおける減価償却方法の移行は、その要因分析からすれば、第3表のように過大資本化の有無にもとづいて、さらに小区分しなければならぬことになるのである。

以上の実態分析を要約すると、代用償却から正式の減価償却への移行の階層分化現象には、つぎのような本質的な意義が含まれていたといえるであろう。

(1) 1910年代の各社の減価償却実務は代用償却と正式の減価償却との組合せ

47) この点の傍証は、醍醐，前掲論文，66-67ページを参照されたい。

48) 醍醐「初期 U. S. スティールの減価基金会計」京都大学経済学会『経済論叢』第112巻第3・4号，昭和48年9・10月，60-72ページ；醍醐，前掲論文，67-69ページ。

49) ただし，1929年度までに消却された U. S. Steel Corp. ののれん等無形資産は，普通株資本金にみあう部分であって，それを超える無形資産約2億6000万ドルは，1938年度に資本剰余金への賦課によって1ドルにまで消却された。See U. S. Steel Corp., 37th Annual Report for the fiscal year ended December 31 1938, *Chronicle*, Vol. 148, March 18 1939, p. 1666.

如何によって種々に分化していたが、こうした「実務の多様化をもたらす支配的な理由が、減価償却を伸縮性ある項目として利用し、貸借対照表と損益計算書に好ましい効果をもたらそうとする〔経営者の〕意向」⁵⁰⁾にあった以上、低収益力の後進会社グループが欠損表示の回避のために正式の減価償却を見あわせ、高収益力の先進会社グループが税務上での減価償却控除の承認に先立って、正式の減価償却を始めたのは、減価償却を裏づける収益要素の多寡に規定された不可避的な帰結であったといえる。

(2) しかし、企業会計上でのかかる減価償却の階層分化は、たんに報告利益の調整という目的にかかわっていたばかりでなく、つぎのように税務会計にももち込まれ、減価償却控除の格差を生みだす規定要因ともなった。

すなわち、減価償却控除を認めた1909年法以後も代用償却しか実施できなかった後進会社グループは、1918年までの間、当の代用償却額さえも使途制限規定によって控除を否認されたが、先進会社グループは1909年法をまつまでもなく、代用償却とは別個に、減価償却控除の前提条件とされた正式の減価償却を実務化していたので、使途制限規定のもとでも当該控除の機会を利用できる条件を整えていたのである。

いいかえれば、税務上で控除を求めようとするのと同額をあらかじめ企業会計で正式の減価償却として計上しておくこと、そして、さらに、その減価償却資金を当該減価の補填にのみ充用することが減価償却控除の必要条件とされるならば、第1表の仮設例でいうと、先に述べたように、40の減価償却控除にあづかるために事実上60の内部留保が強制されることになるから、減税は、おのずと、かかる多額の内部留保が可能な高収益会社に集中せざるをえないしくみになっていたのである。

(3) また、第一次大戦期末までには、ほとんどの会社が代用償却を停止して正式の減価償却へ移行したが、そのばあいも、先進会社グループのなかの2つの高収益会社は減耗資産の大巾な評価増を契機に、原価基準による代用償却か

50) Montgomery, *op. cit.*, p. 1000.

ら、「公正市価」基準による減耗控除へと転換することによって、原初投資額をはるかに超える内部留保を達成したが⁵¹⁾、後進会社グループの American Writing Paper Co. は、「公正市価」への評価増を実施したものの、それも、過年度償却不足額の修正によって帳消しされ、逆に評価減をまねく結果となつて⁵²⁾、大戦時の減耗控除の特典にあずかることはできなかつたのである。

51) May, *op. cit.*, p. 150.

52) 同社は1917年度まで「修繕・更新費を全額、収益に賦課する政策をとり、不動産・建物・機械・水力機関などの〔有形固定資産〕勘定については設立時の評価額 (=15,867,416 ドル—醍醐) を維持しつづけてき」たため、1917年3月31日に当該資産を再調達価額 19,834,864 ドルへ引上げたものの、過年度の減価償却不足額の修正として5,244,024 ドルを控除したため、結局、簿価は14,590,830 ドルへと評価減になった。See American Writing Paper Co., 18th Annual Report-Year ended December 31 1917, *Chronicle*, Vol. 106, April 27 1918, p. 1793.